2026年11月20日

各　位

会　社　名　ウシオ電機株式会社
代表者名　代表取締役社長　朝日 崇文
（コード番号　6925 東証プライム）
問合せ先　経理財務部長　伊藤 広己
（ＴＥＬ．０３－５６５７－１０００）

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年11月20日付で、会社法第370条及び当社定款第25条に基づく取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）を行うことについて、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は「未来は光でおもしろくなる」をコーポレートスローガンに掲げ、「光」のイノベーションカンパニーとしての成長を目指しております。2030年度に目指す姿の実現に向けた新成長戦略「Revive Vision 2030」では、2024年度から2026年度までをPhase Ⅰと位置づけ、事業ポートフォリオの変革、資本効率の向上および半導体分野を中心とする成長領域への投資を進めております。

当社は、これらの成長戦略の遂行に向け、資本最適化・バランスシートマネジメントに取り組むとともに、当社の持続的な成長を支える株主構成の在り方について検討し、当社株主との対話を重ねてまいりました。

今般、当社株主から当社株式の売却意向を確認したことを踏まえ、市場への影響に配慮しつつ円滑な売却機会を確保するとともに、当社の成長戦略を中長期的にご理解・ご支援いただける株主層の拡大を図るため、本売出しを実施することといたしました。

当社は、本売出しを通じて、個人投資家・機関投資家の皆様に当社の成長戦略をご理解いただく機会を広げ、株主層の拡大と当社株式の市場流動性の向上を図るとともに、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

記

１．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

(1)	売出株式の種類及び数	当社普通株式	3,388,100株
(2)	売出人	株式会社りそな銀行	
(3)	売出価格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年12月２日（水）から2026年12月７日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」	

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（当該価格が3,000円超の場合は１円単位として１円未満端数切捨て、3,000円以下の場合は0.5円単位として0.5円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）

(4) 売出方法　引受人の買取引受けによる売出しとし、大和証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。また、引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

(5) 申込期間　売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の２営業日後の日まで。

(6) 受渡期日　2026年12月９日（水）から2026年12月14日（月）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の５営業日後の日とする。

(7) 申込証拠金　１株につき売出価格と同一の金額とする。

(8) 申込株数単位　100株

(9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長朝日崇文又はその選任する代理人に一任する。

２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】２.をご参照）

(1) 売出株式の種類及び数　当社普通株式　508,200株

なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものであり、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。

(2) 売出人　大和証券株式会社

(3) 売出価格　未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）

(4) 売出方法　引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より508,200株を上限として借り入れる当社普通株式について売出しを行う。

(5) 申込期間　引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(6)	受渡期日	引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
(7)	申込証拠金	引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一の金額とする。
(8)	申込株数単位	100株

(9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長朝日崇文又はその選任する代理人に一任する。

【ご参考】

１．株式の売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

２．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、508,200株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式（以下「貸借株式」という。）の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年12月28日（月）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2026年12月28日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から大和証券株式会社へ

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

のグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

３．ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社株主である公益財団法人ウシオ財団は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。